

太陽光発電事業と地域環境との調和に関する事項について（説明資料）

（目的）

太陽光発電施設が景観、居住環境その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電事業に関して、基本的かつ必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域環境との調和を図り、もって良好な環境及び地域住民等の安全な生活を確保することを目的とします。

（定義）

- ・ 太陽光発電施設
太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（建築物の屋根又は屋上並びに壁面に太陽光発電施設を設置されるものを除きます。）
- ・ 太陽光発電事業
太陽光発電施設を設置する事業で、事業区域面積が200㎡以上
（「兵庫県条例」の規定に基づき届出を行って設置するものを除きます。）
- ・ 事業区域
太陽光発電事業の用に供する土地の区域
- ・ 設置者
太陽光発電事業を行う者
- ・ 管理者
太陽光発電施設を管理する者

（市の責務）

太陽光発電事業と地域環境との調和を図り、太陽光発電事業が適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じます。

（設置者及び管理者の責務）

設置者及び管理者は、太陽光発電事業の実施にあたり、関係法令等を遵守し、災害を防止し、景観、居住環境その他地域環境に十分配慮し、並びに近隣関係者と良好な関係を保たなければなりません。

また、太陽光発電施設を廃止したときは、速やかに原状回復の措置を講じなければなりません。

さらに、太陽光発電事業における維持管理及び太陽光発電施設の廃止の際に要する資金を確保しなければなりません。

（禁止区域）

- ①地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域
- ②急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- ③土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域

- ④兵庫県立自然公園条例第3条第1項の自然公園の区域
- ⑤鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の鳥獣保護区
- ⑥農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域
(営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。)
- ⑦森林法第25条の保安林

(抑制区域)

- ①河川法第6条第1項の河川区域及び同法第54条第1項の河川保全区域
- ②砂防法第2条の砂防指定地
- ③文化財保護法第92条第1項の埋蔵文化財を包蔵する土地
- ④山頂や尾根稜線、丘陵地稜線、高台頂部等の区域
- ⑤山林においては、稜線の高さの概ね3分の1を超えた区域
- ⑥国道及び県道の敷地境界から50m以内の区域
- ⑦鉄道用地の敷地境界から50m以内の区域
- ⑧住宅地の境界から50m以内の区域
- ⑨その他景観の阻害など住環境が悪化するおそれがあると認めた区域
※⑥⑦⑧・・・自然地形等により容易に望見できない場合を除く

(施設基準)

- ①太陽光発電施設と事業区域の周辺地域の景観との調和及び事業区域内の緑地の保全に関する事項
- ②太陽光発電施設の設置に係る防災上の措置に関する事項
- ③太陽光発電施設の安全性の確保に関する事項
- ④太陽光発電施設の維持管理の方法及び太陽光発電施設の廃止後において行う措置に関する事項

(事前協議)

設置者は、工事に着手する日の60日前までに、事前協議をしなければなりません。

(事業計画の届出)

設置者は、工事に着手する日の30日前までに、事業区域の近隣関係者への太陽光発電施設の設置に関する周知状況を記録した書面を添えて、次に掲げる事項を盛り込んだ事業計画を届け出なければなりません。

- ①設置者及び管理者の氏名及び住所
- ②設置工事の着手予定日及び完了予定日
- ③事業区域の所在地、面積及び太陽光発電施設の廃止後における土地の状況
- ④太陽光発電施設の設置する位置、構造及び発電出力
- ⑤太陽光発電施設の維持管理計画(太陽光発電施設の廃止後において行う措置を含む。)

(近隣関係者への説明)

設置者は、事業計画の届出をする前に、近隣関係者に対し事業計画の内容について説明を行い、その結果を報告しなければなりません。

また、設置者は、事業計画の内容について近隣関係者の理解が得られるよう努めるとともに、近隣関係者の意向を尊重し、将来紛争が生じないよう配慮しなければなりません。

(工事完了の届出)

工事が完了したときは、速やかに、その旨を届け出なければなりません。

(廃止の届出)

設置者は、太陽光発電施設を廃止しようとする日の30日前までに届け出なければなりません。

設置者は、太陽光発電施設の廃止が完了したときは、その完了の日から30日以内に届け出なければなりません。

設置者は、太陽光発電施設を廃止したときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等に基づき、太陽光発電施設をその場所に放置することなく、速やかに撤去し、適正な処分を行わなければなりません。

(検査)

工事完了の届出をしたときは、遅滞なく完成検査を願い出て、完成検査を受けなければなりません。

(報告の徴収)

設置者又は管理者は、太陽光発電施設の設置が完了した後は、毎年、次に掲げる事項について、報告しなければなりません。

- ①前年の太陽光発電事業に係る維持管理の状況
- ②太陽光発電施設を廃止した後の措置の方法
- ③太陽光発電事業に係る維持管理及び太陽光発電施設の廃止の際に要する資金の確保の状況

(指導又は助言)

届出の内容が施設基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に、必要な指導又は助言をすることができます。

また、太陽光発電施設の設置完了後、毎年、報告があった場合において、必要に応じて設置者又は管理者に、指導又は助言をすることができます。

(勧告)

次のいずれかに該当する場合は、設置者又は管理者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

- ①設置者が事業計画、工事完了、廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

- ②設置者が太陽光発電施設の廃止による撤去・処分の措置を講じなかったとき。
- ③設置者及び管理者が適正な維持管理を怠り、被害を与えたとき又は被害を与えるおそれがあるとき。
- ④設置者又は管理者が報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。
- ⑤太陽光発電事業が、生活環境等に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- ⑥設置者又は管理者が指導又は助言に従わなかったとき。

(公表)

勧告を受けた設置者又は管理者が、勧告に従わない場合は、勧告の内容を公表することができます。

(罰則)

事業計画の届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金を科すこととなります。